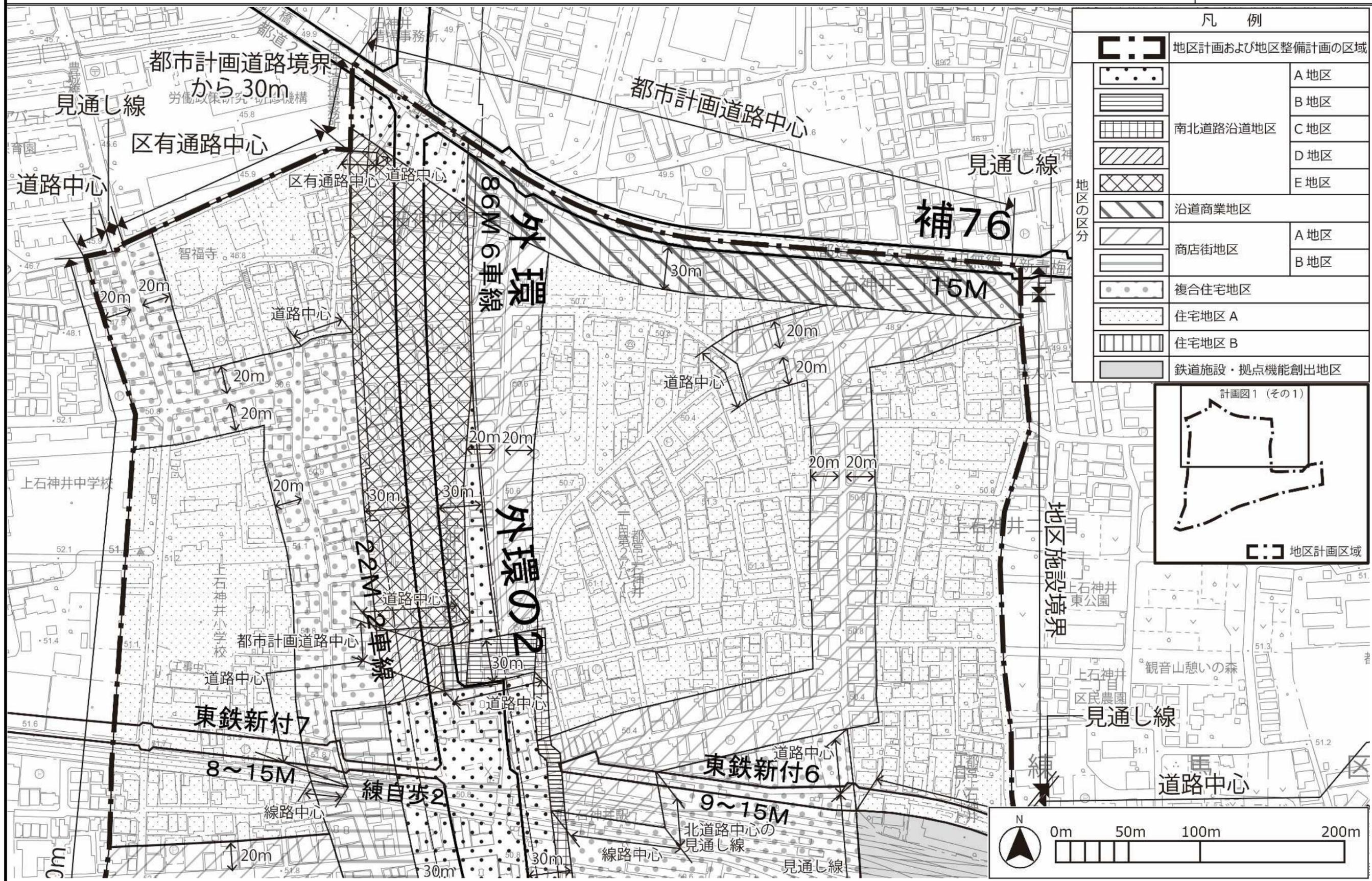


東京都市計画地区計画

上石神井駅周辺地区地区計画 計画図1 (その1)

[練馬区決定]



東京都市計画地区計画

上石神井駅周辺地区地区計画 計画図1 (その2)

[練馬区決定]



凡 例	
	地区計画および地区整備計画の区域
	A 地区
	B 地区
	南北道路沿道地区 C 地区
	D 地区
	E 地区
	沿道商業地区
	商店街地区 A 地区
	B 地区
	複合住宅地区
	住宅地区 A
	住宅地区 B
	鉄道施設・拠点機能創出地区

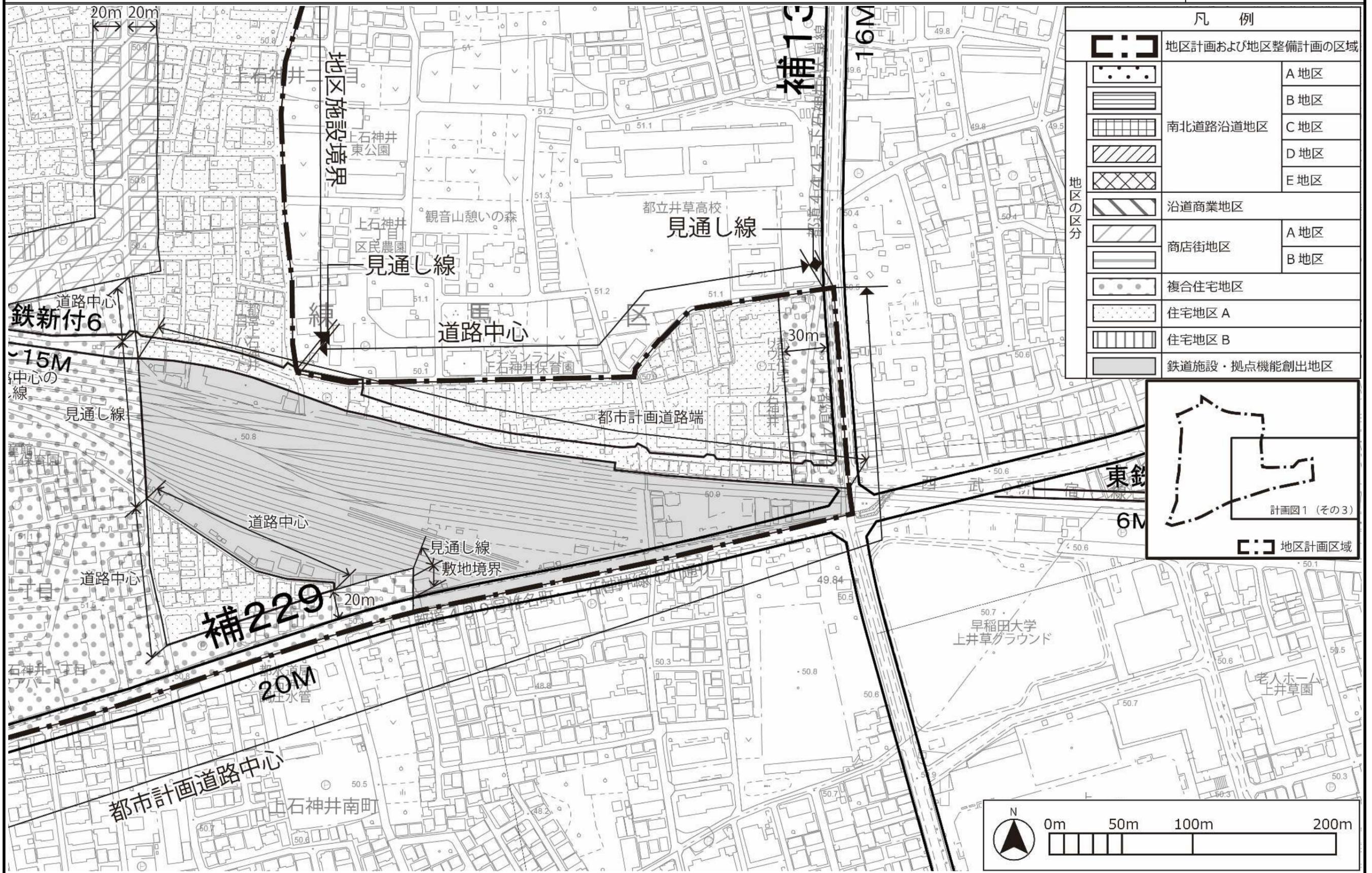


この地図は、東京都の承認を受けて、東京都縮尺 2500 分の 1 地形図および都市施設情報を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3 都市基交著第 17 号、令和 3 年 4 月 30 日、3 都市基街都第 19 号、令和 3 年 4 月 21 日

東京都市計画地区計画

上石神井駅周辺地区地区計画 計画図 1 (その3)

[練馬区決定]

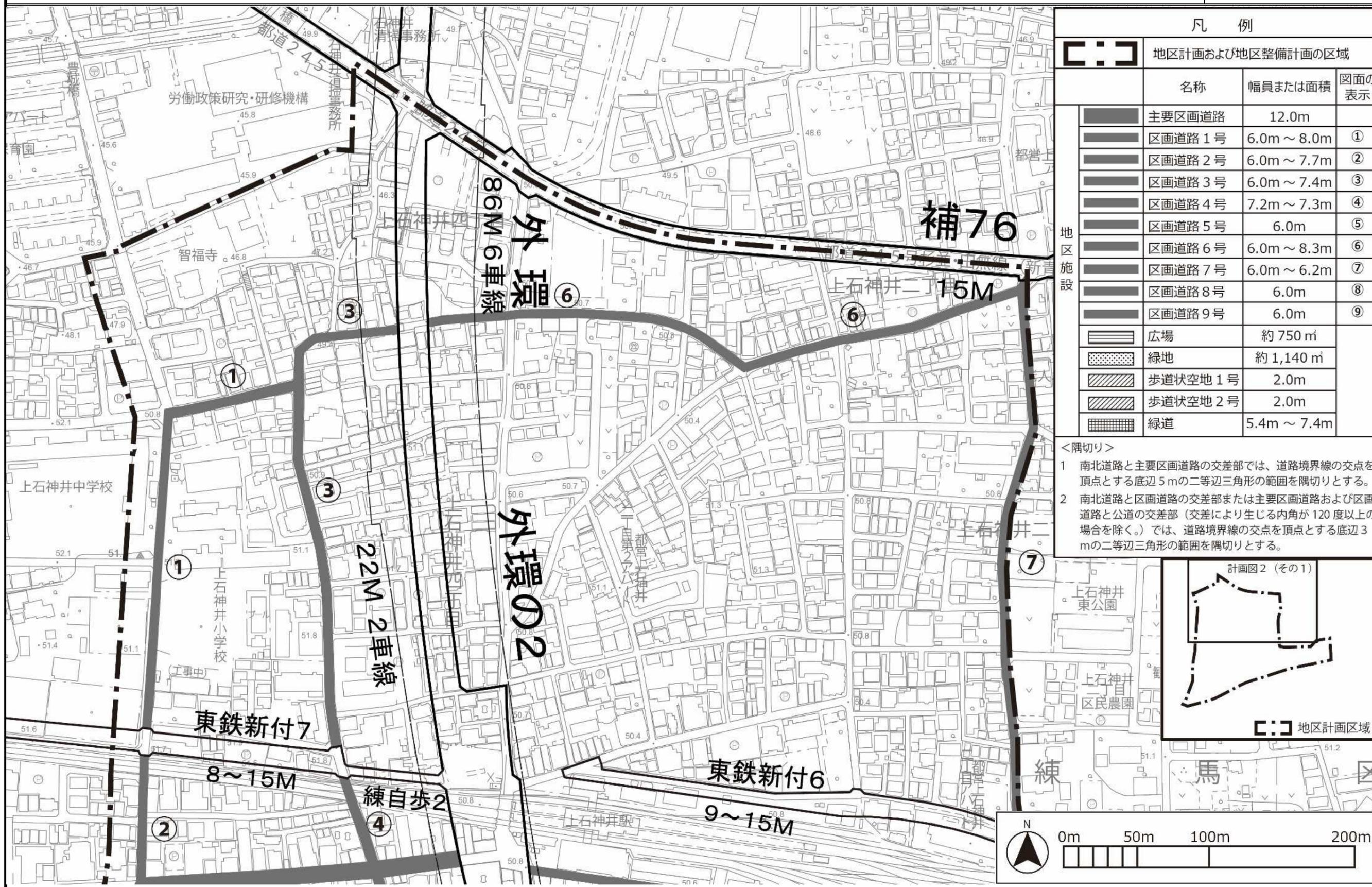


この地図は、東京都の承認を受けて、東京都縮尺 2500 分の 1 地形図および都市施設情報を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3 都市基交著第 17 号、令和 3 年 4 月 30 日、3 都市基街都第 19 号、令和 3 年 4 月 21 日

東京都市計画地区計画

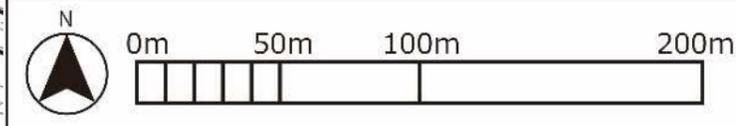
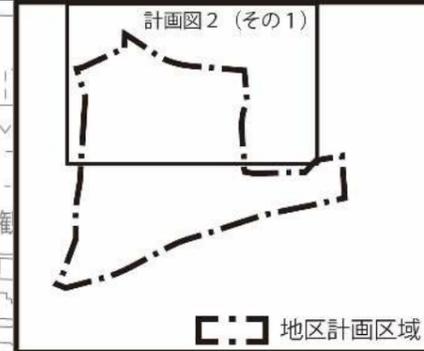
上石神井駅周辺地区地区計画 計画図2 (その1)

[練馬区決定]



凡 例			
地区計画および地区整備計画の区域			
	名称	幅員または面積	図面の表示
地区施設	主要区画道路	12.0m	
	区画道路 1号	6.0m ~ 8.0m	①
	区画道路 2号	6.0m ~ 7.7m	②
	区画道路 3号	6.0m ~ 7.4m	③
	区画道路 4号	7.2m ~ 7.3m	④
	区画道路 5号	6.0m	⑤
	区画道路 6号	6.0m ~ 8.3m	⑥
	区画道路 7号	6.0m ~ 6.2m	⑦
	区画道路 8号	6.0m	⑧
	区画道路 9号	6.0m	⑨
	広場	約 750 m ²	
	緑地	約 1,140 m ²	
	歩道状空地 1号	2.0m	
	歩道状空地 2号	2.0m	
	緑道	5.4m ~ 7.4m	

- <隅切り>
- 南北道路と主要区画道路の交差部では、道路境界線の交点を頂点とする底辺 5m の二等辺三角形の範囲を隅切りとする。
 - 南北道路と区画道路の交差部または主要区画道路および区画道路と公道の交差部（交差により生じる内角が 120 度以上の場合を除く。）では、道路境界線の交点を頂点とする底辺 3m の二等辺三角形の範囲を隅切りとする。



この地図は、東京都の承認を受けて、東京都縮尺 2500 分の 1 地形図および都市施設情報を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3 都市基交著第 17 号、令和 3 年 4 月 30 日、3 都市基街都第 19 号、令和 3 年 4 月 21 日

東京都市計画地区計画

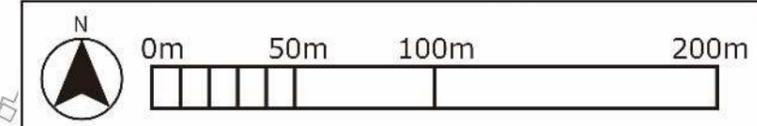
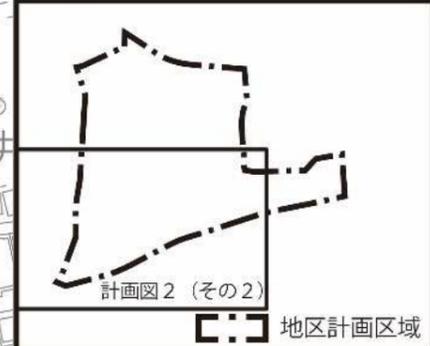
上石神井駅周辺地区地区計画 計画図2 (その2)

[練馬区決定]



凡 例			
地区計画および地区整備計画の区域			
	名称	幅員または面積	図面の表示
地区 施設	主要区画道路	12.0m	
	区画道路 1号	6.0m ~ 8.0m	①
	区画道路 2号	6.0m ~ 7.7m	②
	区画道路 3号	6.0m ~ 7.4m	③
	区画道路 4号	7.2m ~ 7.3m	④
	区画道路 5号	6.0m	⑤
	区画道路 6号	6.0m ~ 8.3m	⑥
	区画道路 7号	6.0m ~ 6.2m	⑦
	区画道路 8号	6.0m	⑧
	区画道路 9号	6.0m	⑨
	広場	約 750 m ²	
	緑地	約 1,140 m ²	
	歩道状空地 1号	2.0m	
	歩道状空地 2号	2.0m	
	緑道	5.4m ~ 7.4m	

- <隅切り>
- 南北道路と主要区画道路の交差部では、道路境界線の交点を頂点とする底辺 5m の二等辺三角形の範囲を隅切りとする。
 - 南北道路と区画道路の交差部または主要区画道路および区画道路と公道の交差部（交差により生じる内角が 120 度以上の場合を除く。）では、道路境界線の交点を頂点とする底辺 3m の二等辺三角形の範囲を隅切りとする。

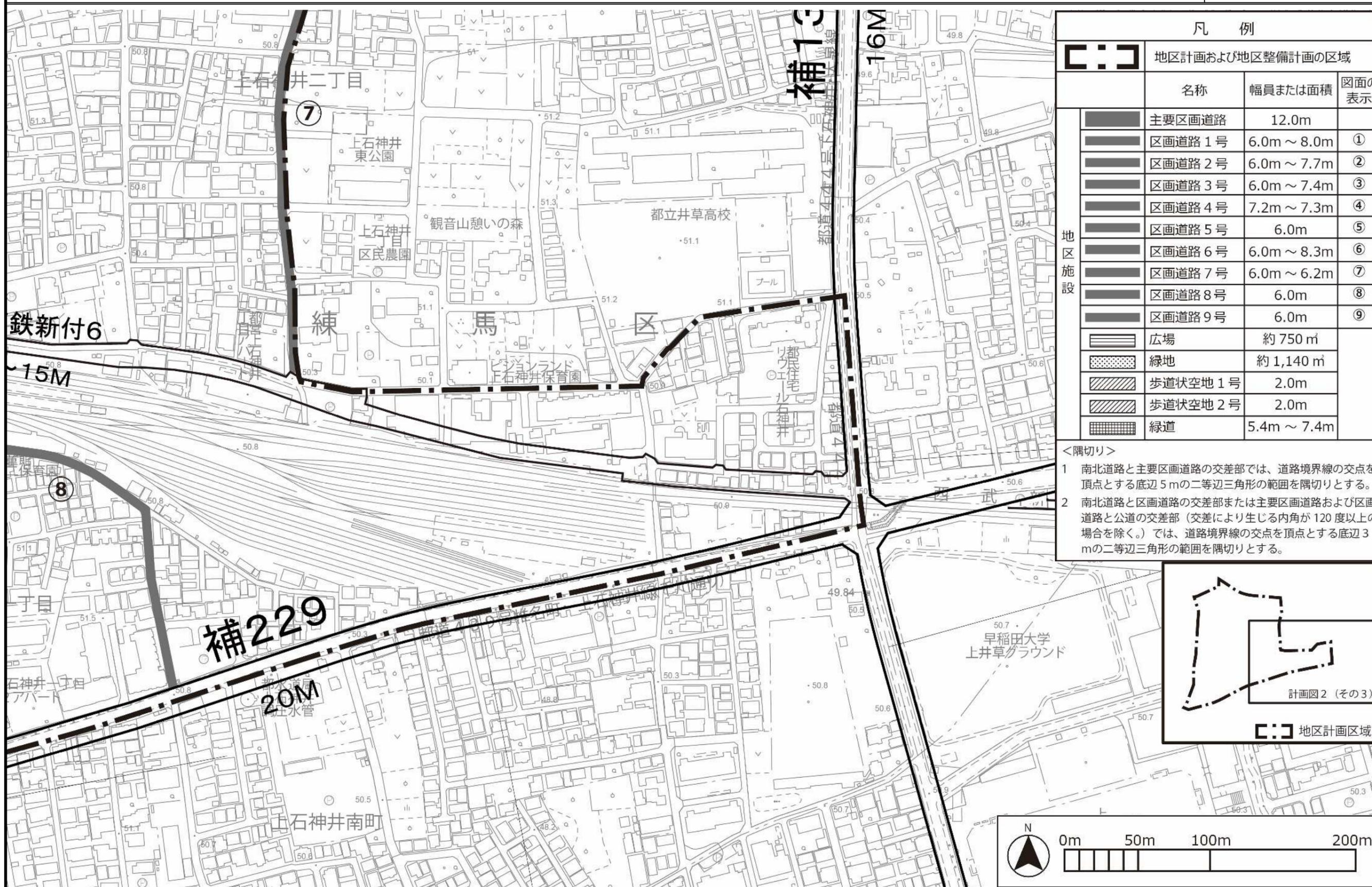


この地図は、東京都の承認を受けて、東京都縮尺 2500 分の 1 地形図および都市施設情報を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3 都市基交著第 17 号、令和 3 年 4 月 30 日、3 都市基街都第 19 号、令和 3 年 4 月 21 日

東京都市計画地区計画

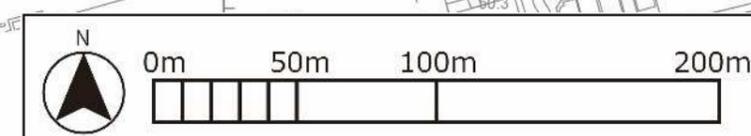
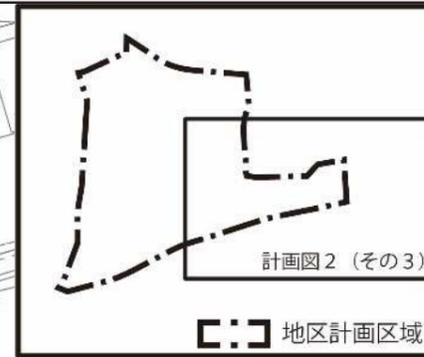
上石神井駅周辺地区地区計画 計画図2 (その3)

[練馬区決定]



凡 例			
地区計画および地区整備計画の区域			
	名称	幅員または面積	図面の表示
地区施設	主要区画道路	12.0m	
	区画道路 1号	6.0m ~ 8.0m	①
	区画道路 2号	6.0m ~ 7.7m	②
	区画道路 3号	6.0m ~ 7.4m	③
	区画道路 4号	7.2m ~ 7.3m	④
	区画道路 5号	6.0m	⑤
	区画道路 6号	6.0m ~ 8.3m	⑥
	区画道路 7号	6.0m ~ 6.2m	⑦
	区画道路 8号	6.0m	⑧
	区画道路 9号	6.0m	⑨
	広場	約 750㎡	
	緑地	約 1,140㎡	
	歩道状空地 1号	2.0m	
	歩道状空地 2号	2.0m	
	緑道	5.4m ~ 7.4m	

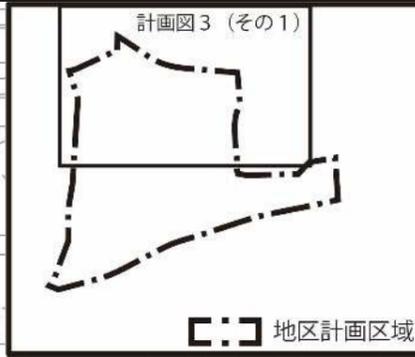
- <隅切り>
- 南北道路と主要区画道路の交差部では、道路境界線の交点を頂点とする底辺 5m の二等辺三角形の範囲を隅切りとする。
 - 南北道路と区画道路の交差部または主要区画道路および区画道路と公道の交差部（交差により生じる内角が 120 度以上の場合を除く。）では、道路境界線の交点を頂点とする底辺 3m の二等辺三角形の範囲を隅切りとする。



この地図は、東京都の承認を受けて、東京都縮尺 2500 分の 1 地形図および都市施設情報を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3 都市基交著第 17 号、令和 3 年 4 月 30 日、3 都市基街都第 19 号、令和 3 年 4 月 21 日



凡 例	
	地区計画および地区整備計画の区域
	1号 (道路中心から4.0m以上)
	2号 (道路中心から3.0m以上)
	3号 (隣地境界線から5.0m以上)
壁面の位置の制限	<p>4 南北道路と主要区画道路が交差する角敷地においては、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする長さ5mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を超えてはならない。</p> <p>5 南北道路と区画道路が交差する角敷地および主要区画道路または区画道路と公道が交差する角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。）においては、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする長さ3mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を超えてはならない。</p> <p>6 前4および5を除き、道路が交差する角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。）においては、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を超えてはならない。</p>

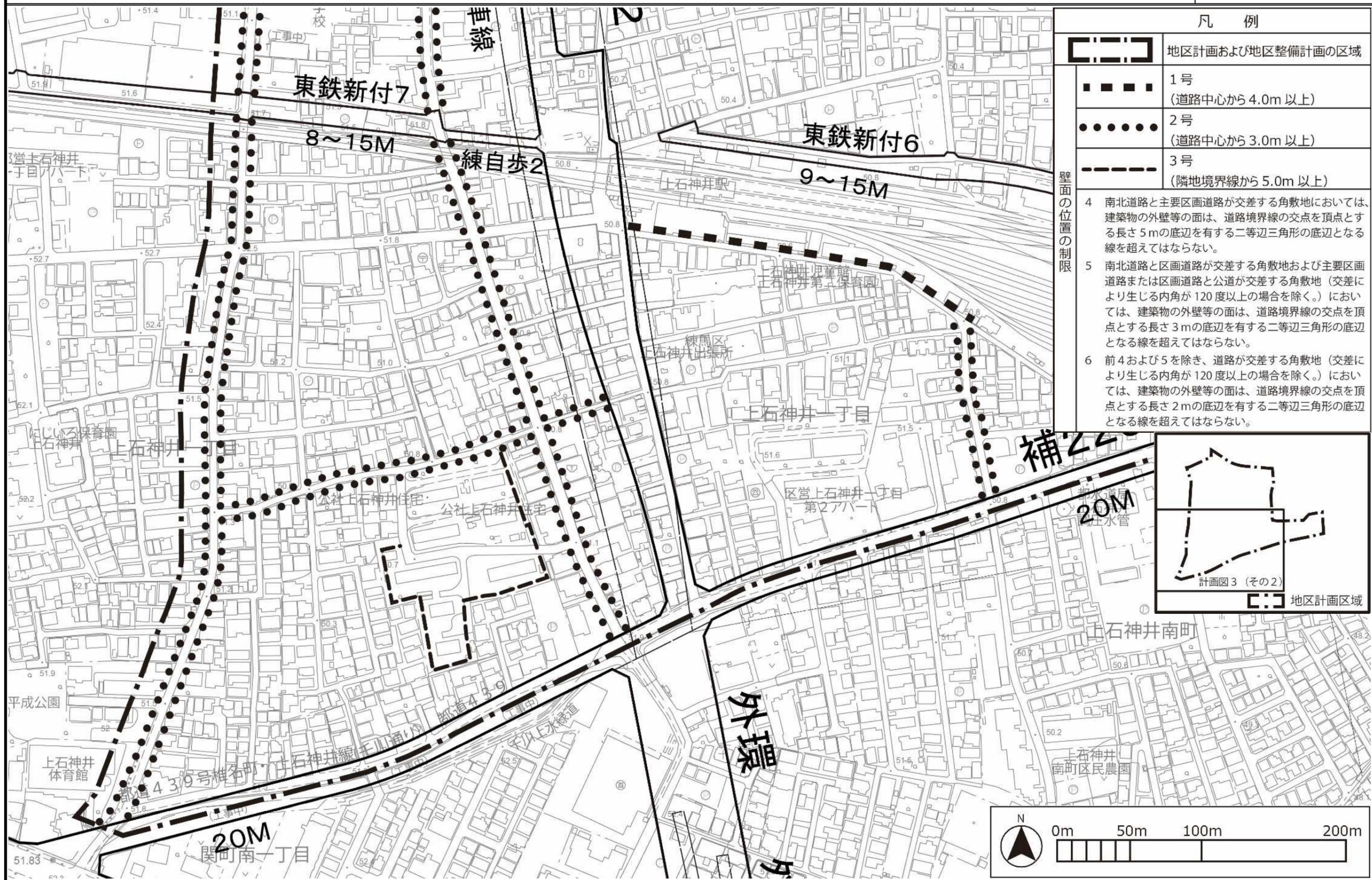


この地図は、東京都の承認を受けて、東京都縮尺2500分の1地形図および都市施設情報を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3都市基交著第17号、令和3年4月30日、3都市基街都第19号、令和3年4月21日

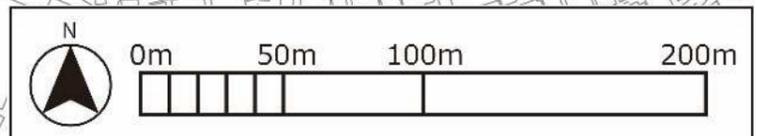
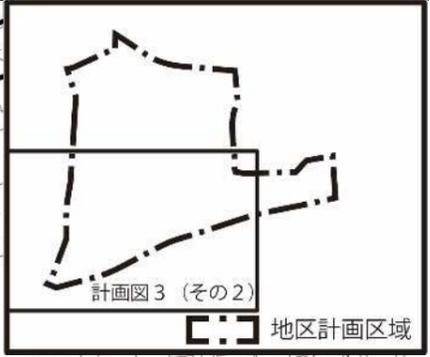
東京都市計画地区計画

上石神井駅周辺地区地区計画 計画図3 (その2)

[練馬区決定]



凡 例	
	地区計画および地区整備計画の区域
	1号 (道路中心から4.0m以上)
	2号 (道路中心から3.0m以上)
	3号 (隣地境界線から5.0m以上)
壁面の位置の制限	<p>4 南北道路と主要区画道路が交差する角敷地においては、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする長さ5mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を超えてはならない。</p> <p>5 南北道路と区画道路が交差する角敷地および主要区画道路または区画道路と公道が交差する角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。）においては、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする長さ3mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を超えてはならない。</p> <p>6 前4および5を除き、道路が交差する角敷地（交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。）においては、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を超えてはならない。</p>

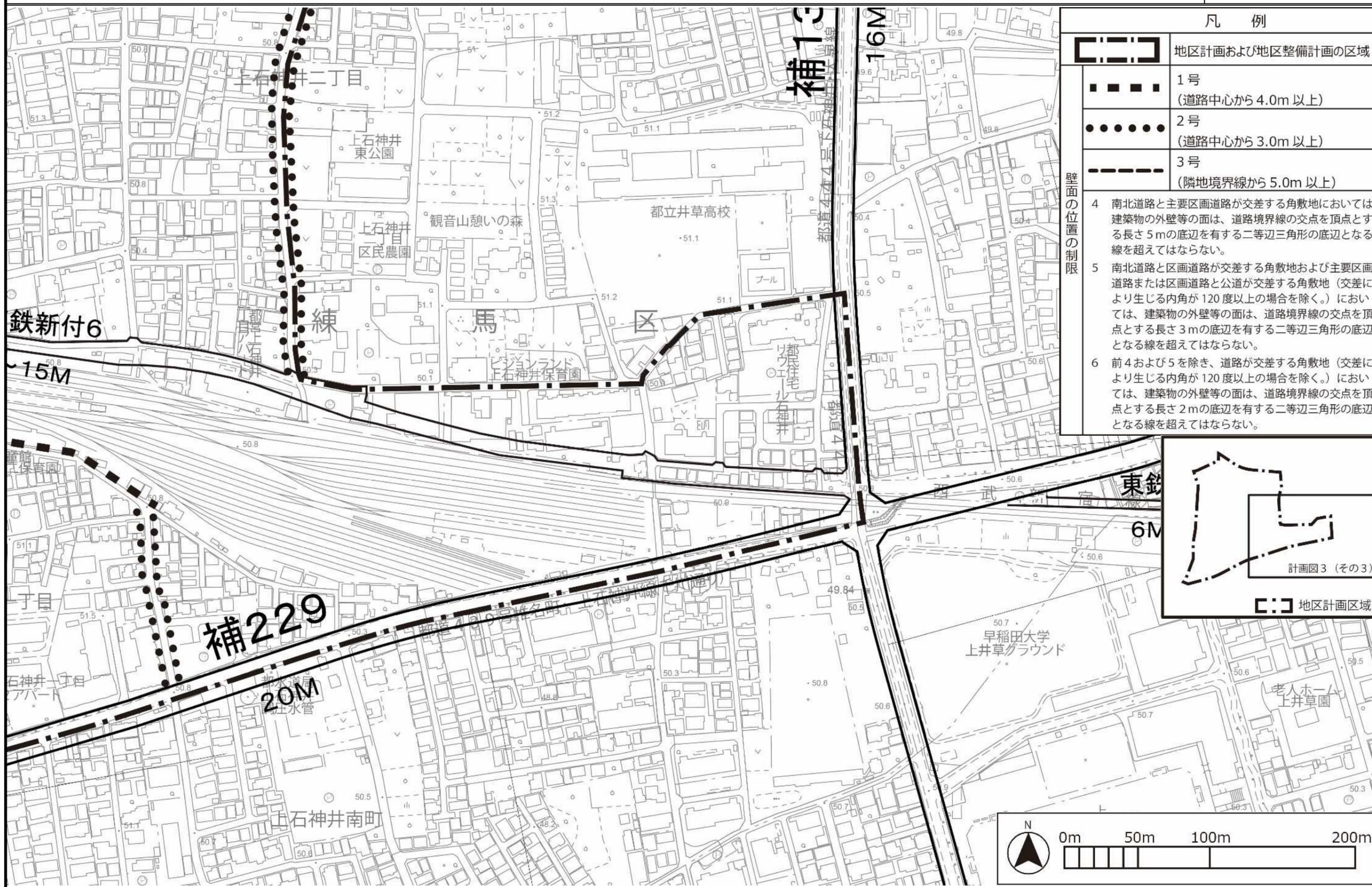


この地図は、東京都の承認を受けて、東京都縮尺2500分の1地形図および都市施設情報を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
 (承認番号) 3都市基交著第17号、令和3年4月30日、3都市基街都第19号、令和3年4月21日

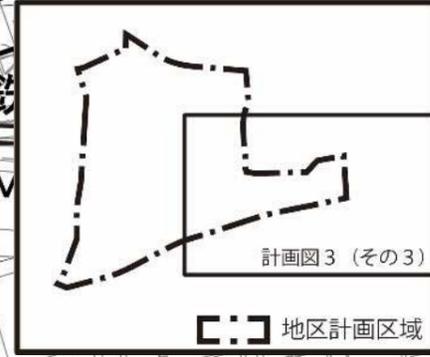
東京都市計画地区計画

上石神井駅周辺地区地区計画 計画図3 (その3)

[練馬区決定]



凡 例	
	地区計画および地区整備計画の区域
	1号 (道路中心から4.0m以上)
	2号 (道路中心から3.0m以上)
	3号 (隣地境界線から5.0m以上)
壁面の位置の制限	4 南北道路と主要区画道路が交差する角敷地においては、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする長さ5mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を超えてはならない。
	5 南北道路と区画道路が交差する角敷地および主要区画道路または区画道路と公道が交差する角敷地(交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。)においては、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする長さ3mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を超えてはならない。
	6 前4および5を除き、道路が交差する角敷地(交差により生じる内角が120度以上の場合を除く。)においては、建築物の外壁等の面は、道路境界線の交点を頂点とする長さ2mの底辺を有する二等辺三角形の底辺となる線を超えてはならない。

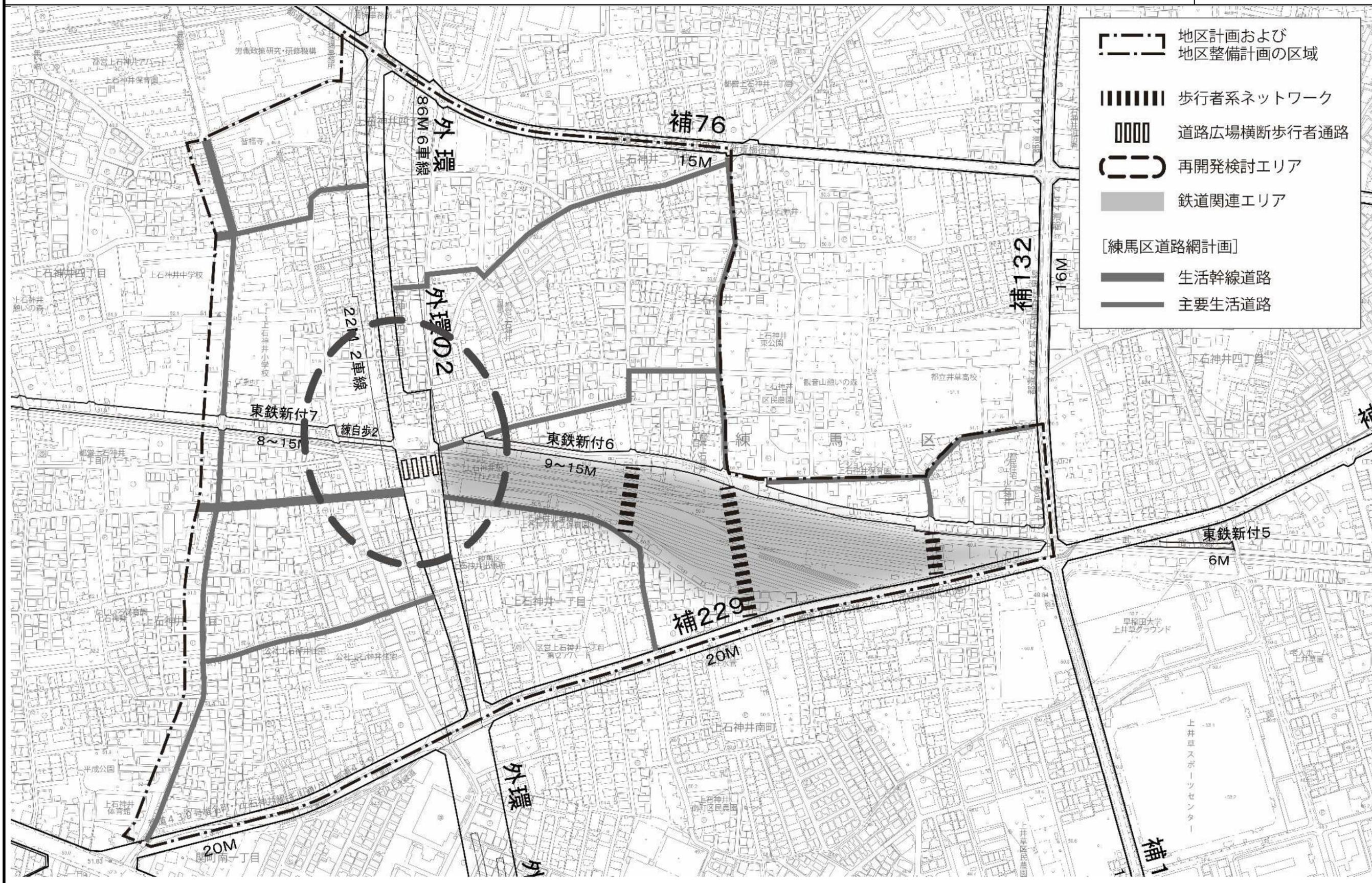


この地図は、東京都の承認を受けて、東京都縮尺2500分の1地形図および都市施設情報を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3都市基交著第17号、令和3年4月30日、3都市基街都第19号、令和3年4月21日

東京都市計画地区計画

上石神井駅周辺地区地区計画 方針附図

[練馬区決定]



この地図は、東京都の承認を受けて、東京都縮尺 2500 分の 1 地形図および都市施設情報を利用して作成したものである。無断複製を禁ずる。
(承認番号) 3 都市基交著第 17 号、令和 3 年 4 月 30 日、3 都市基街都第 19 号、令和 3 年 4 月 21 日